

居宅介護事業者の処分について

障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり行政処分を行った。

1 処分の概要

（1）事業者の概要

事業者名	レジリエンスケア株式会社 (所在地：黒川郡大和町杜の丘一丁目14番地2)
処分対象事業所名	ヘルパーステーション桜杜の丘 (所在地：黒川郡大和町杜の丘一丁目14番地2)
サービス種類	居宅介護

（2）処分対象事業所の概要及び処分内容

処分内容	指定の一部効力停止（3か月間の給付費の請求上限7割）
処分日	令和8年7月15日
処分期間	令和8年8月1日から令和8年10月31日まで (3か月間)

2 処分の理由

以下のとおり介護給付費約600万円を不正に請求し、受領した。（法第50条第1項第6号）

- 令和6年6月から令和7年6月までの期間、日中（午前8時から午後6時までの時間をいう。以下同じ。）に提供した指定居宅介護のうち、その一部を夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）に提供したとして、実態と異なるサービス提供実績記録票を作成し、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算して介護給付費を請求し、受領した。
- 令和6年6月から令和7年2月24日までの期間、指定居宅介護の利用者が居住する建物（黒川郡大和町杜の丘一丁目14番地2）内に、サービス提供に必要な書類を保管し、居宅介護員を同所に直接出退勤させるなど、同一建物内に事業所の実態がある中で、その建物に居住する利用者に対してサービスを提供し、当該サービスの提供が減算を適用するものとされているところ、当該減算制度を認識しながら、減算の適用要件を十分に確認しないまま、必要な減算を行わずに介護給付費を請求し、受領した。

3 介護給付費の返還

法人が不正に受給した介護給付費については、給付費を支給した市町村から当該法人に返還を命じることになる。